

宮城県公報

令和 7 年 4 月 18 日（金）
定期第 594 号

目次

告示

- 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧（水産業振興課）
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（2 件）（森林整備課）
- 都市計画事業の認可（都市計画課）
- 東北歴史博物館の物品売払代金の徴収事務の委託（教育庁文化財課）
- パーキング・メーター等作動手数料の徴収事務の委託（警察本部交通規制課）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（仙台地方振興事務所）

公告

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（同）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定（森林整備課）
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）
- 開発行為に関する工事の検査済証の交付について（同）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（警察本部会計課）

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

労働委員会

- 宮城県労働委員会あっせん員候補者の告示（労働委員会事務局審査調整課）

宮城県告示第279号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 4 月 18 日から令和 7 年 5 月 2 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項			縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称	
本吉郡南三陸町志津川字新井田 34 番地 95 行場 博文 本吉郡南三陸町戸倉字津の宮 22 番地 8 後藤 長弥	志 津 川 町 加入区	宮城県漁業協同組合志津川支所	宮城県本吉郡南三陸町志津川字大森町 202 番地 3

宮城県告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年4月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵(かん)養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
登米市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
登米市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第281号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年4月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵(かん)養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大崎市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第282号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 4 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

仙台市

2 都市計画事業の種類及び名称

（1）種類

仙塩広域都市計画道路事業

（2）名称

3・1・7 号 郡山折立線

3 事業施行期間

令和 7 年 4 月 18 日から令和 17 年 3 月 31 日まで

4 事業地

（1）収用の部分

宮城県仙台市太白区あすと長町 3 丁目、諏訪町、郡山 5 丁目、6 丁目及び 7 丁目地内

（2）使用の部分

なし

宮城県告示第283号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市若林区大和町 1 丁目 18 番 21 号
株式会社 CHO-SAN F a c t o r y
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
図録の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第284号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社S P U
仙台市泉区加茂四丁目4番1号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
パーキング・メーター等作動手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和7年3月17日
- 4 委託年月日
令和7年3月21日
- 5 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

宮城県告示第285号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第17項の規定により、仙台東土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 4 月 18 日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 嘉 藤 俊 雄

1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和 7 年 4 月 1 日	木村 浩市	仙台市若林区荒井字宅地10番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	相澤 一由	仙台市若林区二本字水神11番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	小島 ひろみ	仙台市若林区飯田字屋敷30番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	相澤 一郎	仙台市若林区三本塚字荒谷 411 番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	庄子 喜朗	仙台市若林区長喜城字御蔵堀16番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	平山 尋昭	仙台市宮城野区岡田字浜通27番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	加藤 一	仙台市若林区日辺字宅地96番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	大友 哲男	仙台市若林区今泉字小在家 9 番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	松木 長男	仙台市宮城野区田子二丁目 9 番 3 号	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	阿部 弘	仙台市宮城野区蒲生字鍋沼40番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	板橋 利広	仙台市若林区荒井字浜田西67番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	伊藤 恵子	仙台市青葉区芋沢字上辺田17番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	伊藤 憲一	仙台市若林区荒井一丁目 7 番地の12	監 事
令和 7 年 4 月 1 日	曳地 芳宏	仙台市宮城野区松岡町20番地の15	監 事
令和 7 年 4 月 1 日	丹野 清人	仙台市若林区沖野七丁目39番65号	監 事

2 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和 7 年 3 月 31 日	木村 浩市	仙台市若林区荒井字宅地10番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	相澤 一由	仙台市若林区二本字水神11番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	庄子 喜朗	仙台市若林区長喜城字御蔵堀16番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	平山 尋昭	仙台市宮城野区岡田字浜通27番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	加藤 一	仙台市若林区日辺字宅地96番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	松木 長男	仙台市宮城野区田子二丁目 9 番 3 号	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	板橋 利広	仙台市若林区荒井字浜田西67番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	佐藤 稔	仙台市若林区三本塚字中谷地 228 番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	鈴木 秀一	仙台市若林区飯田字屋敷 4 番地	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	芳賀 正	仙台市宮城野区蒲生字鍋沼44番地の 2	理 事
令和 7 年 3 月 31 日	伊藤 憲一	仙台市若林区荒井一丁目 7 番地の12	監 事
令和 7 年 3 月 31 日	曳地 芳宏	仙台市宮城野区松岡町20番地の15	監 事
令和 7 年 3 月 31 日	丹野 清人	仙台市若林区沖野七丁目39番65号	監 事

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 病院・診療所

名称	所在地	指定年月日
古川駅前メンタルクリニック	大崎市古川駅前大通 2 丁目 4-26 3 階	令和 7 年 4 月 1 日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
アイン薬局 公立黒川病院 前店	黒川郡大和町吉岡字西桜木 60-1	令和 7 年 4 月 1 日
マリーナ調剤薬局 岩沼店	岩沼市梶橋 1 番 30 号	令和 7 年 4 月 1 日
佐々木薬局豊里店	登米市豊里町上屋 14 番 2	令和 7 年 4 月 1 日
石巻医薬品センター薬局	石巻市大街道西 2 丁目 1 番 23 号	令和 7 年 4 月 1 日
ひかり薬局塩釜	塩竈市旭町 6-2	令和 7 年 4 月 1 日
調剤薬局いわぬま	岩沼市大手町 6-28	令和 7 年 4 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 病院・診療所

名称	所在地	辞退年月日
佐藤病院	大崎市古川中里 1－3－18	令和 7 年 3 月 31 日
長井内科医院	大崎市古川三日町 1－3－25	令和 7 年 3 月 31 日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
佐々木薬局 豊里店	登米市豊里町浦軒 94－3	令和 7 年 3 月 31 日
イオンスーパーセンター石巻東店薬局	石巻市流留字七勺 1－1	令和 7 年 3 月 31 日
調剤薬局いわぬま	岩沼市大手町 6－28	令和 7 年 3 月 31 日
有限会社ことぶき調剤薬局	石巻市丸井戸 3－4－7	令和 7 年 3 月 31 日
有限会社新浜薬局	塩竈市新浜町 1－17－16	令和 7 年 3 月 31 日
伊新薬局	白石市長町 2	令和 7 年 3 月 31 日
エルム調剤薬局	名取市増田字柳田 6－1	令和 7 年 3 月 31 日
ハッピー薬局	多賀城市笠神 1－6－27	令和 7 年 3 月 31 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和 7 年 4 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和 7 年度県有林管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部森林整備課 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和 7 年 3 月 24 日
- 4 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人宮城県林業公社 仙台市青葉区堤通雨宮町 4 番 17 号
- 5 契約金額 63,030,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号該当

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 4 月 18 日

1	工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩 利府町神谷沢字館ノ内 58 番 5 の一部、60 番 8
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	仙台市宮城野区岩切字洞ノ口 11 番地 株式会社 大東ジェイホーム

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 4 月 18 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	名取市愛島台四丁目 101 番 25、101 番 26、101 番 27、101 番 28、101 番 29、101 番 30 の一部、101 番 31 の一部、101 番 32 の一部、101 番 34 の一部、101 番 35 の一部、101 番 38 の一部（第 9 工区）
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	名取市

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 7 年 4 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
宮城県警察基幹系業務用端末装置等賃貸借（R 7 P） 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 3 月 28 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
NEC キャピタルソリューション株式会社東北支店
仙台市青葉区中央四丁目 6 番 1 号
- 5 落札金額 29,178,600 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 2 月 21 日

宮城県教育委員会告示第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和7年4月18日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

1 日 時 令和7年4月24日 午後1時30分

2 場 所 教育委員会会議室

3 事 件

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

第3号議案 宮城県社会教育委員の人事について

第4号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

4 傍聴者の定員

12人

5 傍聴手続

（1） 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

6 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022—211—3611）

宮城県労働委員会告示第3号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和7年4月18日

宮城県労働委員会

会 長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(令和7年4月1日現在)

氏 名	現 職	主 要 経 歴	委嘱年月日
水 野 紀 子	宮城県労働委員会委員 白鷗大学法学部教授	東北大学大学院法学研究科長	令6. 4. 1
岡 崎 貞 悦	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	弁 護 士	令6. 4. 1
豊 田 耕 史	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	弁 護 士	令6. 4. 1
佐々木 く み	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教授		令6. 4. 1
嵩 さやか	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授		令6. 4. 1
佐 竹 一 則	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会 事務局長		令6. 4. 1
北 舘 和 彦	宮城県労働委員会委員 自治労宮城県本部中央副執行委員長		令6. 4. 1
佐 藤 友 彦	宮城県労働委員会委員 宮城民主医療機関労働組合書記長		令6. 4. 1
鈴 木 謙 一	宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部委員長		令6. 4. 1
新 山 齊	宮城県労働委員会委員 U Aゼンセン宮城県支部支部長		令7. 1. 1
大 内 栄 治	宮城県労働委員会委員	株式会社七十七銀行取締役	令6. 4. 1
伊 藤 光 芳	宮城県労働委員会委員	株式会社本山製作所 執行役員管理本部長	令6. 4. 1
小野木 克 之	宮城県労働委員会委員	株式会社河北新報社専務取締役	令6. 4. 1
清 野 敦	宮城県労働委員会委員 北日本電線株式会社 特別顧問	東北電力株式会社 ビジネスサポート本部人財部 部長	令6. 4. 1
飯 野 守	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会 専務理事		令6. 8. 1
菊 池 弘 之	宮城県労働委員会事務局長		令7. 4. 1
笹 森 博 樹	宮城県労働委員会事務局 副事務局長兼審査調整課長		令6. 4. 1